

議案第196号

福岡市病院及び診療所の人員及び施設の基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年9月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、医療法施行規則の一部改正に伴い、病院における人員の基準を改める必要があるによる。

福岡市病院及び診療所の人員及び施設の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市病院及び診療所の人員及び施設の基準を定める条例（平成28年福岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。